

県税事務所に納税証明書を請求される方へ

※注意※ 自動車の継続検査(車検)用の納税証明書につきましては、別の取扱いとなりますので、詳しくは、高知県ホームページの『納税証明書の交付請求手続（自動車の継続検査・構造等変更検査用）』（<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2010033101351/>）をご確認ください。

納税証明書の種類

県税事務所で発行する納税証明書には、次の種類があります。どの種類の納税証明書が必要となるのか、納税証明書の提出先等であらかじめご確認をお願いします。

納税証明書の種類	証 明 内 容
1 全 税 目	全ての県税(個人県民税及び地方消費税を除く)について滞納がないことの証明
2 法人二税及び 特別法人事業税又は 地方法人特別税	法人県民税、法人事業税、特別法人事業税、地方法人特別税の税額等が表示されている証明
3 個人事業税	個人事業税の税額等が表示されている証明
4 自動車税	自動車税（旧自動車税、旧自動車税種別割を含む）の税額等が表示されている証明
5 そ の 他	上記以外の税や、酒類販売等免許申請用などの証明

納税証明書交付請求書記載要領

- ① 請求者欄に、住所、氏名、電話番号を記入してください。(押印不要)
法人の場合は、所在地、名称、代表者の役職、代表者氏名、電話番号を記入（ゴム印等で可）してください。
※連絡がとれない場合、納税証明書を発行できないことがあります。
- ② 納税義務者欄には、記載の必要はありません。
- ③ 証明書の使用目的を選んでください。
使用目的に応じたものの番号に○をしてください。
- ④ 税目を選んでください。
必要な証明内容に応じたものの番号に○をしてください。
※証明内容は「納税証明書の種類」を参考にしてください。
- ⑤ 年度、区分に記入してください。
 1. 全税目の場合は、記入しないでください。
 2. 法人二税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の場合は、法人の事業年度を記入してください。
(例：R03.4.1～R04.3.31)
 3. 個人事業税の場合は、年度を記入してください。
(例：令和6年分の所得にかかる個人事業税の証明が必要なとき…令和7年度)
 4. 自動車税の場合は、自動車の登録番号と証明の必要な年度を記入してください。
(例：530た1111 令和8年度)
- ⑥ 請求部数欄に、必要な枚数を記入してください。
- ⑦ 手数料金額分の高知県証紙を貼り付け、もしくは同封してください。
 $360円 \times 請求部数 = 手数料の金額$
※購入が難しい場合は、郵便定額小為替を同封してください。
県税事務所で県証紙を購入し、おつりは切手でお返しします。

※ 注意 !!

- ・手数料より多額の証紙を貼らないでください。
また、証紙に消印をしないでください。
- ・郵便定額小為替を請求書に貼らないでください。